

平成 28 年度第 1 回秩父市総合教育会議議事録

期 日	平成 28 年 6 月 3 日 (金曜日)
時間・場所	15 時 32 分～16 時 45 分・芸術文化会館 2 階会議室
出席者	<p>久喜市長、新谷教育長、新井(康)教育委員、山中教育委員、久保教育委員、新井(正)教育委員</p> <p>市長室長、地域政策課長、地域政策課主査、参与、主事</p> <p>教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長 2 名、学校教育課長、教育研究所長</p> <p>傍聴者 2 名</p>
会議内容	<p>○市長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市総合教育会議も設置してから 1 年が経過した。昨年度は「秩父市教育大綱」を策定し、さらに、学力向上のための施策や ICT を活用した教育、英語教育の強化、放課後児童対策などの意見交換を行った。 ・教育に関連する課題は色々あり、考え方も色々あるので、活発な意見交換をしながら、秩父市の未来を担う人材の育成に向けたより良い教育施策を進めたい。 <p>○教育長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育会議は市長と教育委員会の共通理解の場と考えている。 ・本日の議題に ICT 活用を含めた少子化・人口減少への対応に関する事業についての説明が用意されている。事業には、タブレット端末による小規模校の学校教育を推進する 3 年間の文部科学省事業が含まれている。 ・ちょうど本日の新聞で、デジタル教科書に関する中間報告の記事が出ていたが、市の施策と一致する部分があり、市の施策が時宜にかなっていると感じる。 <p><傍聴人入場></p> <p>○議事</p> <p>(1) 少子化・人口減少への対応 (ICT 活用を含む) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 について教育委員会事務局より説明。タブレットを活用した授業風景のイメージ動画も視聴。 ・「ICT を活用した教育推進事業」では、大田小学校をモデル校として、5,6 年生及び教職員にタブレット端末を 1 人 1 台配備、さらにご寄付いただいた 1000 万円により、大田小・中学校を除く 19 校へタブレット端末を配備することにより、一斉学習・個別学習、協調学習を実施

し、ICTを活用した学力の向上を図る。

- ・「少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業」（文部科学省委託事業）では、大田小・中学校を研究校として、タブレット端末を配備し、多様な学習形態による授業の実践、小規模校のデメリットを最小化させるための学校間ネットワークの構築を図る。

- ・「パソコン整備事業」では、各学校にあるパソコン教室の端末を、画面を切り離してタブレット端末として使用できるものに入替えていく。

→小規模校は生徒の切磋琢磨の機会が減るなど、学校の活性化が図られにくくなるが、「少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業」により ICT を活用した授業を進めることは、小規模校同士が同時に授業を進行させるなどにより、少人数のデメリットを最小限に抑えることができ、有効な対策と考える。

教職員が慣れなければならないなど、課題もありすぐには難しいと思うが、ぜひ学力向上などの効果に結び付けたい。

国では、生徒の個別カルテのようなものを作る方向での動きがあるが、市でこれから実施する事業により、小規模校の生徒一人一人の指導計画を作ることができるようになれば、市と国の動きも一致することとなり、先進的な取組みとなる。（新谷教育長）

- ・教師時代には、算数の授業で画用紙に書かせて生徒とともに討論したこともあったが、紙では限界があった。タブレット端末はその限界を超えた授業が可能となり、良い取組みと思う（久保教育委員）

- ・タブレット端末導入の時期はいつごろか。（新井康教育委員）

→現在、機器の選定を進めているが、できるだけ早く導入したい。大田小学校については夏には教職員に研修を行い、2 学期には生徒に渡したいと考えている。なお、19校への導入は周辺機器の整備等もあるため、順次更新し、1校当たり4～5台程度になると思われる。（教育委員会事務局）

→勉強にはつまづく時があるものだが、タブレット端末を活用することにより、先生からの一方通行ではなく、つまづいている点を先生が理解し、解決できるとよい。何年生くらいに使うのが有効なのかも検討しながら活用して欲しい。（新井康教育委員）

- ・タブレット端末は子どもにとってセンセーショナルなものであり、関心を持つはずである。デジタル化には賛成で、良い事業であり、学力向上につながると思うが、一方で、文字を書く、絵を描く、計算が弱くなるということが起こるのではないかと懸念する。何でもタブレット端末ではなく、授業内容等、使う領域を考え、「書く、描く、計算す

る」をしっかりとやってもらいたい。(久喜市長)

→その通りである。基本的には紙ベース。本日の新聞のデジタル教科書に関する中間報告の記事でも、基本は紙の教科書であり、デジタル教科書は学習内容に応じて教科の一部で使用できるようになっている。(新谷教育長)

(2) いじめ防止について

- ・議事の前に、いじめに関する市長の基本的考え方を市長より説明。
- ・(要旨)

市内小・中学校全校で運用中の「学校いじめ防止基本方針」に加え、今後策定する市の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に関する対策を総合的かつ効果的に推進していく。

いじめは人権侵害であり、決して許されるものではない。しかし、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであるため、学校・家庭・地域の三者が一体となって継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

その取組みの中でも、早期対応に当たるいじめ発見後については、「いじめを根絶する」という強い使命感を持ち、組織的対応により解決に向けた適切かつ誠実な対応が必要となる。いじめられている子どもへの支援、いじめている子どもへの指導、被害者や加害者の保護者への対応など、様々な対策を実施していく。

特にいじめられている子どもに対しては、周りが親身になって対応し、将来に希望が持てるよう十分な支援を行うとともに、精一杯のエールを送りたい。同時に万が一のいじめが発生する以前の、普段の教育活動に置いて、子ども自身がいじめによる苦痛を乗り越えやすくするよう、そして将来の望みを捨てることがないよう、逆境に負けない強い心を育ていける教育環境を整えたい。

引き続き子どもたちが安心して健やかに成長できる学校づくりのため、「いじめは絶対に許さない」、「子どもたちを守る」という強い決意のもと、「いじめ根絶」に向けて全力で取り組んでいく。

- ・資料2について教育委員会事務局より説明。
- ・27年度は26年度に比べ認知件数が増加している。ただ、全てではないが解消もされている。
- ・参考に埼玉県、全国の数字も示されている。埼玉県の認知件数割合が全国より低くなっているが、国から実態に即した数字なのかを確認されたと聞いている。

→継続中の数字は卒業までに解消されたのか。(新井康教育委員)

→年度ごとの調査であり、卒業までの追跡調査はされていないため分からない。(教育委員会事務局)

→学校は認知したいじめを解消するための最大限の努力をしている。ただ、継続中のものをゼロにするのは簡単ではない。なお、認知件数が大幅に増えていることについて、いじめはあってはならないとは言わず、絶対に見逃してはならないと校長会で指導していることから増えたものではないかと考えている。(新谷教育長)

・市のいじめ調査はどのような形式のものか。大まかな調査で、実際にいじめはもっとあるかもしれない。子ども側も、いじめがあっても些細なものとして捉えている場合は回答しないかもしれない。(山中教育委員)

→学校でいじめを見逃さず、しっかりと探すよう、校長会で依頼する。(教育委員会事務局)

→いじめの定義はこれまで変わってきている。昭和61年度からの定義は、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とされていたが、その後、「学校が事実を確認している」という事項の削除、「いじめに当たるかの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」の追加、さらに「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」といった文言削除などの変遷があり、平成25年度からは、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、『いじめ』とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」などと定義されており、学校で1件1件見て、定義に即して報告することとなっている。(新谷教育長)

→いじめを見過ごしていないかという意識・見方がいじめの未然防止につながる。目に見えていないだけでどこかで発生しているという見方をすることが必要。市長から「学校・家庭・地域の三者が一体となって」とあったが、学校のいじめ防止基本方針について、家庭に対しては資料の配布や説明会の実施、地域に対しては方針を示して理解を得ることが必要。もちろん学校として教職員がきちんと理

解し対応できることも大切であり、全体でいじめ防止の問題を確認していくことが大切である。(新井正教育委員)

→前回会議で配布された秩父市いじめ防止基本方針(案)はよくまとまっている。新井(正)委員の言うとおりに、これを基本として、学校はもちろん、家庭・地域に行き渡らせていただきたい。(久保教育委員)

(3) 放課後子ども総合プラン対応について

- ・資料3について教育委員会事務局より説明。
- ・学童保育室は厚生労働省の所管であり、留守家庭の保育のために設置されている。現在、久那学童が休止であるが、民間でかみたのキッズクラブは28年4月から始まっている。4つの学童保育室で待機児童が発生している。
- ・ふれあい学校は文部科学省の所管であり、放課後の体験学習等の実施等を目的とし、居場所づくりのために設置されている。25年から定員が拡大しているが、待機児童はほぼ横ばいで発生している。
- ・定員オーバーのところもあれば、空きがあるのに待機児童が発生しているところもあるのはなぜか。(新井康教育委員)
→申し込みに関しては、低学年優先で入所している。緊急の案件の場合は定員オーバーしても入所を認めている。空きに関しては、低学年以外は優先順位をつけられないことから発生している。(教育委員会事務局)
- ・影森は学童、ふれあいともに待機が多いようだがどうなっているのか。(久保教育委員)
→影森のふれあい学校は、以前は2クラスあったものが1クラスになったことが要因。増やすには、学校補助員の増員と余裕教室が必要だが、対応ができない状況となっている。(教育委員会事務局)
→「秩父市子ども・子育て支援事業計画」によると、放課後子ども総合プランとして学童とふれあいの一体的な実施を進めることになっている。(新谷教育長)
- ・「秩父市子ども・子育て支援事業計画」に長期休暇における児童対策も明文化した方が理解してもらえないのではないか。(新井康教育委員)
→明記する。(教育委員会事務局)

<傍聴人退場>

○その他

- ・ 秩父市総合教育会議の傍聴要領に関し、傍聴人による会議の写真、ビデオ等による撮影や録音等を禁止していなかったが、秩父市議会や県内自治体の総合教育会議における傍聴の規定を参考に、また、各委員のプライバシー保護及び会議の円滑な運営を考慮し、禁止規定追加の議題を次回会議で提案したい。

なお、本日の会議に関しては、現傍聴要領第7条「市長の指示」により傍聴人の方には会議の写真、ビデオ等による撮影や録音等を遠慮いただいた。(事務局)

以上